

# II 健康推進班

## 1 健康づくり事業

- (1) 健康増進事業
- (2) 栄養改善事業
- (3) 歯科保健事業

## 2 結核対策事業

- (1) 結核対策の概要
- (2) 結核の現状
- (3) 接触者健康診断
- (4) 結核対策事業
- (5) 検査の状況
- (6) 感染症診査協議会
- (7) 普及啓発活動
- (8) 結核指定医療機関

## 3 感染症対策

- (1) 感染症届出状況
- (2) 感染症発生動向調査
- (3) HIV・性感染症検査及びエイズ、性感染症相談
- (4) 予防接種
- (5) 肝炎対策
- (6) 麻しん対策
- (7) 風しん対策
- (8) 感染症対策連絡会議
- (9) 熱中症について
- (10) 平成30年度感染症トピックス

## 4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

# 1 健康づくり事業



## (1) 健康増進事業

### ◎法的根拠及び目的

平成12年3月厚生省発健医第115号及び健医第613号で「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）の推進について」通知が出された。

沖縄県では、平成14年1月に県民の「早世の予防（若くして死亡する県民の減少）」、「健康寿命の延伸（県民の障害のない期間を長くする）」、「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。平成15年5月健康増進法が公布され健康増進法第8条において県・市町村は、「健康増進計画」を策定することが謳われた。さらに県は、平成20年3月に長寿世界一復活に向けた行動計画としてアクションプラン「健康おきなわ21」へ改定し、県民の行動指針「チャーガンジューおきなわ9か条」を決定し、県民の健康づくりをより具体的に推進している。

平成24年度には中間評価を行い、国が示した新たな方針に沿った内容で見直し、健康長寿おきなわ復活プランとして「健康おきなわ21（第2次）」を平成26年3月に策定し、平成29年度には計画の進捗状況について中間評価を実施している。

### ◎南部保健所の取り組み

\*「市町村健康増進計画」の策定支援を平成15年まで推進した。

平成16年12月に「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」を設置し、管内関係団体と連携した健康づくりを行い、平成18年12月には「地域・職域連携推進協議会」を開催するなど、地域住民及び職域の勤労者の生涯を通じた継続的な健康づくりに取り組んできた。

\*平成20年5月からは糖尿病の合併症の防止、減少をめざし関係者・関係機関の連携を目的に「南部地区糖尿病連携会議」を開催した。平成22年度から「地域職域連携推進協議会」を「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議」に統合し、「健康おきなわ21」の施策を効果的かつ総合的に推進すると共に、管内関係者が連携し地域・職域の継続的な健康づくりを推進している。

\*平成22年度は南風原町と共催し「働くあなたと家族の健康づくり」をテーマに、平成23年度は糸満市と共催し「いきいき健康たのしく運動」をテーマに南部地区健康おきなわ21推進大会を開催した。

\*平成24年度からは各地区の健康推進大会を廃止し、県全域の広報活動へ変更されたため、保健所では健康展を開催し、共催団体とともに、広く住民へ健康づくりを啓発広報している。

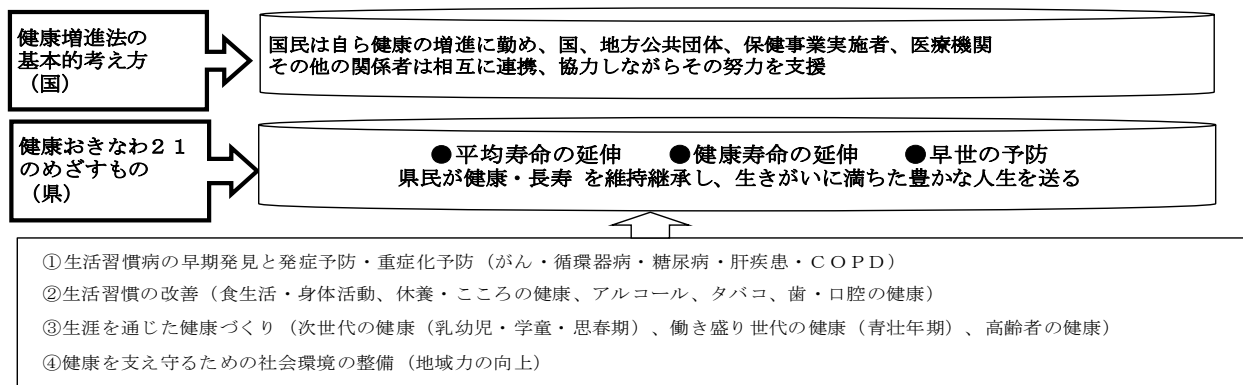
\*平成26年3月「健康おきなわ21（第2次）」（健康・長寿おきなわ復活プラン）が発表された。2040年には男女とも長寿日本一復活が目標となっている。

健康を支え守るための社会環境の整備として、「栄養情報提供店」の登録、「禁煙施設」の認定、地域・職域の健康づくり推進のため健康づくり実践優良団体・優良事業所の表彰事業、地域・職域連携事業として健康展を実施している。

◎健康づくり推進事業体系

表1 健康づくり推進事業体系

平成30年度



南部保健所における健康づくり事業

アルコール・こころの疾患は、精神保健班が事業実施

取組内容	食事・運動・休養・こころ・アルコール等	生活習慣病	タバコ	歯の健康
実態把握	①人口動態統計 ②地域保健・健康増進事業報告(市町村・県→国へ報告) ③特定健康診査集計データ集等 ④管内市町村との情報交換会(4市町村6月～3月) 国民健康・栄養調査(栄養摂取状況調査・身体状況調査・生活習慣病調査)		①沖縄県禁煙施設認定推進制度における認定施設登録状況 ②九州厚生局ホームページ(ニコチン依存管理料施設基準届出医療機関届出名簿)	①市町村歯科保健状況調査(本庁主催:10月～1月) ②地域保健・健康増進事業報告 ③国の歯科疾患実態調査(6年毎直近H28年11月済み)
住民への働きかけ	①健康づくり普及啓発のパネル展:6月食育月間・世界禁煙デー・禁煙週間・歯と口の健康週間 9月健康増進普及月間・食生活改善普及運動・がん征圧月間 10月がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 11月全国糖尿病週間 3月女性の健康週間 ②ツイッター「ハイサイ なんほ」での啓発:月曜日～金曜日 ③健康展:西原町、県栄養士会、南部地区薬剤師会、管内6市町村食生活改善推進協議会と共催(9月サンエー西原シティ) ○健康づくり実践優良団体表彰(2団体表彰 参加者22名) ○健康展:パネル展示、BMI計算、食育SAT、栄養相談、野菜350g測定、島野菜展示・レシピ紹介、減塩体験、タバコ(肺年齢測定・受動喫煙防止)、アルコールパッチテスト(参加者約150名)			①イベントにおけるフッ化物洗口の啓発:通年 沖縄県小児保健協会 県民向け講演会 ②フッ化物洗口支援事業:通年 3施設
市町村等関係機関への働きかけ	①給食施設指導(医療機関・保育所、巡回:通年 7月～2月) ②給食施設担当者研修会(6月) ③栄養成分表示相談及び指導(個別、巡回:通年) ④南部地区市町村栄養行政担当者研修会(市町村保健事業担当者研修会と合同開催)(12月) ⑤南部地区市町村栄養士連絡会議、市町村食生活改善推進員担当者会議(5月、2月) ⑥食生活改善推進員協議会研修会(8月) ⑦市町村健康づくりフォーラム等研修会(2月)		①学校・市町村庁舎・県有施設等受動喫煙防止啓発(5月) ②禁煙教育教材の貸出:通年 ③管内禁煙外来医療機関名簿ホームページ更新(7月・10月・2月)	①フッ化物洗口拡大研修会(8月) ②障害児(者)口腔ケア出前健康教育協力歯科衛生士研修会(7月) ③障害児(者)口腔ケア出前健康教育:5施設 ④放課後児童支援員等資質向上研修会での講演:4回
組織・制度など環境整備	①管内健康づくり担当者研修会:12月 ②健康づくり実践優良団体(者)表彰:9月 ③栄養表示指導・栄養表示巡回指導:通年 ④栄養情報提供店普及事業:通年(登録26店) ⑤食改養成講座講師としての市町村支援:7月西原町		①沖縄県禁煙施設認定推進制度の推進:通年 認定数510施設(新規31施設) ・3年毎の現況調査	①フッ化物洗口の啓発(禁煙施設認定調査時に、保育所・幼稚園・小学校で啓発):通年 ②フッ化物洗口支援事業(保護者説明会講師派遣や洗口に必要物品の支援):通年 ③放課後児童支援員等資質向上研修会での講演:4回
その他	①公衆栄養学実習生受入れ ②管理栄養士・栄養士免許関係			

## ア 普及啓発

### (ア) 健康づくり関係週間・月間事業

目的：「健康おきなわ21（第2次）」の掲げる目標を達成するため、厚生労働省が主催の週間・月間等の機会を捉え健康づくりに関する正しい知識を啓発し、健康づくりへの取り組みを推進する。

表2 事業実施内容

平成30年度

事業名	週間・月間	事業内容	場所	実績	配布数
①禁煙週間 ②歯と口の健康週間 ③食育月間	①5/31～6/6 ②6/4～6/10 ③6月	①～③ ア パネル展 イ 食品衛生講習会での啓発（禁煙施設認定、歯と口の健康） ① ウ 関係機関へ文書発送	①～③ ア イオンタウン南城大里 イ 保健所内	①～③ ア 平成30年5月29日～6月6日 イ 平成30年5月29日～6月29日	パンフレット、リーフレット等 ア 448部
④健康増進普及月間 ⑤食生活改善普及運動 ⑥がん制圧月間（9月）	④～⑥ 9月	ア パネル展	ア 西原シテイ（健康展） イ 保健所内	ア 平成30年9月2日 イ 平成30年9月1日～9月30日	ア 390部
⑦がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間（10月）	⑦10月	ア パネル展（ポスター展示、リーフレット配布） イ 食品衛生講習会での啓発	ア 保健所内 イ 保健所内	ア 平成30年10月1日～10月31日 イ 平成30年10月3日、10日、17日、24日、31日	イ 95部
⑧全国糖尿病週間	11/12～16	ア ツイッターでの広報	ツイッター上	ア 平成30年11月12日～11月16日	
⑨女性の健康週間	3/1～8	ア パネル展（ポスター展示） イ 食品衛生講習会での啓発	保健所内	ア 平成31年2月26日～3月8日 イ 平成30年2月27日、3月6日	イ 22部

(イ) 南部地区健康おきなわ21推進連絡会議（地域・職域連携推進協議会）主催による健康づくり啓発イベント

#### ○健康展・健康づくり優良団体表彰

目的：健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の重点項目の1つである“肥満の改善”のため、健康的な食生活と実践しやすい知識について、地域住民が学び、より健康への意識を向上させることを目的に、関係団体が連携して健康づくりの啓発を行う。また、管内で積極的に健康づくりに取り組んでいる団体に表彰を行うことにより、健康づくりを推進する。

日時：平成30年9月2日（日） 13:00～16:00

場所：サンエー西原シテイ

共催：市町村食生活改善推進員協議会（浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、北大東村）、沖縄県栄養士会、南部地区薬剤師会、西原町（9団体）

参加者：健康展（約150名）健康づくり実践優良団体表彰式（22名）

## 内容

### ①健康展

- ・健康づくりパネル（特定健診・がん検診等）
- ・BMI計算、食育SAT、栄養相談、野菜350g測定、島野菜展示・レシピ紹介、減塩体験、タバコ（肺年齢測定・受動喫煙防止）、アルコール

### ②健康づくり実践優良団体表彰（2団体）

## イ 市町村・関係機関への働きかけ

### （ア）平成30年度市町村情報交換会

目的：市町村が実施する健康増進事業、生活習慣病予防対策及びがん検診等についての取り組み状況や課題を把握し、市町村に応じた支援と情報提供を行う。また、管内の健康づくり等の課題について把握する。

日程：栗国村 平成30年6月26日（月）～6月27日（火）

浦添市 平成30年9月14日（金）、10月2日（火）

渡嘉敷村 平成31年2月25日（月）

久米島町 平成31年3月8日（金）

### （イ）市町村健康づくり担当者会議

目的：管内市町村保健事業担当者が保健事業（特定健康診査・特定保健指導・がん検診等）の取り組み状況や課題について情報共有し、意見交換を行うことによって、保健事業の円滑な推進が図られる。

日時：平成30年9月10日（月） 13:30～16:00

参加者：12市町村22名参加

内容：

- ①特定健康診査の受診率向上について
- ②がん検診について
- ③情報提供 健康増進法の一部改正

### （ウ）市町村保健指導担当者研修会

目的：市町村で保健指導に携わる担当者を対象に、地域における節酒支援の現状について共有し、AUDITを活用した節酒支援の取組について学び、今後のアルコール対策を効果的につなげていく。

日時：平成30年12月14日（金） 14:00～16:00

参加者：22名（保健師11名、栄養士7名、看護師4名）

場所：南部保健所 2階大会議室

内容：

- ①市町村におけるアルコール対策の保健指導の取り組みの現状・課題
- ②AUDITを活用した節酒支援の取り組み（全国健康保険協会沖縄支部）

(エ) 市町村健康づくりボランティア研修会

目的：南城市の健康づくりボランティア活動および、行政の活動支援について学び、参加者同士が意見交換を行い、今後、各市町村における地域の健康づくり活動の活性化を図る。

日時：平成31年1月11日（金）14:00～16:00 参加者：23名

（市町村健康づくり推進員等13名、行政職9名、その他1名）

内容：①南城市活動報告

・地域の活動報告

（船越区健康づくり推進委員会、津波古自治会、つきしろ自治会）

・行政の活動支援報告（南城市健康推進課）

②グループワーク

・自己紹介、活動報告の感想

・活動の課題および今後への取り組み

・グループワーク内容発表

(オ) 市町村の健康づくり事業推進支援

目的：南部管内の健康増進政策を効果的かつ総合的に推進し、地域住民に密着した健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村の健康づくり計画の策定及び評価を支援する。

表3 市町村健康づくり推進協議会への参加状況及び市町村健康増進計画策定状況

平成30年度

市町村名	日程	場所	委員等	健康増進計画 (第2次)策定 状況
①浦添市健康づくり推進協議会	平成30年8月9日 平成31年2月21日	浦添市保健相談 センター	所長	H25.3
②糸満市健康づくり推進協議会	平成30年10月3日	糸満市役所	健康推進班長	H24.3
③豊見城市健康づくり推進協議会	平成30年8月29日 平成30年11月29日	豊見城市役所	所長 栄養士	H27.3
④南城市健康づくり推進協議会				H25.3
⑤西原町健康づくり推進協議会	平成30年11月1日	西原町役場	健康推進班長	H26.3
⑥与那原町				H25.3
⑦八重瀬町				H25.3
⑧南風原町健康づくり推進協議会	平成30年12月26日	南風原町総合保 健福祉防災セン ター	健康推進班長	H25.3
⑨久米島町				H25.3
⑩渡嘉敷村				策定予定 なし
⑪座間味村				策定予定 なし
⑫粟国村				H25.3
⑬渡名喜村				策定予定 なし
⑭南大東村				H25.3
⑮北大東村				H27.3

(カ) 南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

目的：「健康おきなわ21（第2次）」を南部地区において効果的かつ総合的に推進し、健康づくり運動を積極的に展開すると共に、市町村健康づくり計画の策定、評価等を支援する。また、地域保健・職域保健の連携を通して、働き盛り世代を中心とした生活習慣病予防対策並びに健康増進を図り、生涯を通じた健康づくりを推進する。

委員：15名（構成：保健医療・職域・市町村・学校・関係団体等）

①第1回南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

日時：平成30年7月19日（木）14:00～16:00

参加者：委員13名（欠席2名）

内容：①報告

- ・健康おきなわ21（第2次）中間評価概要
- ・南部保健所管内市町村健康増進計画の上級夫
- ・南部地区健康おきなわ21推進連絡会議の概要

②協議事項

- ・タバコ対策

③承認事項（地域・職域連携事業の承認）

- ・健康づくり推進表彰事業

②第2回南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

日時：平成31年1月31日（木）14:00～16:00

参加者：委員10名（欠席5名）

内容：①報告

- ・平成30年度がんじゅうさびら表彰 受賞報告（有限会社三崎工業）
- ・地域・職域連携推進ワーキング委員会（タバコ部会）報告

②協議事項

- ・南部地区取組の状況・課題・今後の取組について

③その他

- ・健康づくり推進表彰事業の実施について
- ・「健康増進法の一部を改正する法律」について

(キ) 地域・職域連携推進ワーキング委員会

目的：地域保健・職域保健・関係団体等の実務担当により健康問題の明確化と健康づくりに関する社会資源の情報交換等を行い「南部地区健康おきなわ21推進連絡会議（地域・職域連携推進協議会含む）」の目的が果たせるよう各部会を設置し、具体的な対策の検討及び各施策事業を推進する。

①地域・職域連携推進ワーキング委員（タバコ部会）

委員：6名（構成：保健医療・職域・市町村・学校・関係団体等）

日時：2回開催

a 平成30年9月13日 15:30～16:30

参加委員3名 欠席3名 欠席委員意見は事務局確認

b 平成30年10月11日 15:30～16:30

参加委員4名 欠席2名

内容：加熱式タバコ・電子タバコの啓発・啓発資料作成・効果的な啓発方法

## ②地域・職域連携推進ワーキング委員会（健康展実行委員会）

委員：市町村食生活改善推進員協議会（浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、北大東村）、沖縄県栄養士会、南部地区薬剤師会、西原町（9団体）南部地区薬剤師会・栄養士会・食生活改善推進員協議会・共催町

日時：平成30年8月15日（水） 15:00～16:00

内容：健康展の概要説明、共催団体の紹介

健康展の広報、スケジュール、実施内容および必要物品の確認

参加委員：13名

## （ク）南部地区市町村栄養士連絡会議

目的：保健所、市町村栄養士が相互に必要な知識や情報を共有し、ネットワークを構築することにより、効果的な事業の推進につなげ、住民の健康増進に寄与する。

### ①第1回

日時：平成30年5月8日（火）10:00～12:00

参加者：13名（市町村10名、南部保健所3名）

内容：南部地区市町村栄養士連絡会議について

平成30年度事業計画について

情報交換（各市町村のポピュレーションアプローチについて）

情報提供（第3次沖縄県食育推進計画及び食育に関する県民意識調査報告書について 他）

### ②第2回

日時：平成31年2月12日（火）10:00～12:00

参加者：12名（市町村8名、南部保健所4名）

内容：南部地区市町村栄養士連絡会議及び研修会について

平成30年度事業報告

情報交換（糖尿病連携手帳及び医療との連携方法、治療食の宅配業者、食改の新規会員の養成、小規模保育施設の指導）

情報提供（健康おきなわ21（第2次）中間評価、平成29年国民健康・栄養調査の結果概要、南部地区栄養情報提供店普及事業、健康増進法の一部を改正する法律）



- (ケ) 食品衛生講習会での健康教育（受動喫煙防止・栄養情報提供店等）  
毎週水曜日（48回、1,026名）

## ウ 組織・制度など環境整備

### (ア) 沖縄県禁煙施設認定推進制度の推進

目的：健康増進法第25条に基づく受動喫煙防止対策を一層推進し、施設の禁煙拡大を図ることを目的とする。

#### ① 禁煙施設の認定

平成30年度は新たに31件認定した。

表4 南部保健所管内沖縄県禁煙施設認定推進制度認定施設一覧 平成30年度

	官公庁施設	学校保育所	医療機関	飲食店	宿泊施設	事業所	その他	計(件)
敷地内禁煙施設	1	13	-	-	-	2	2	18
施設内禁煙施設	1	-	-	7	-	4	1	13
合計(件)	2	13	0	7	0	6	3	31

#### ② 現況確認

平成28年6月15日付け要綱第7条の改正により、現況調査の実施を2年に1度から3年に1度実施に変更となった。

#### <概要>

平成18、19、21、24、25、27年度中に認定された224施設を対象として、3期に分けて調査を実施した。

#### ・認定継続 211施設

（敷地内完全禁煙施設141施設、施設内完全禁煙施設70施設）

#### ・認定削除 13施設

（敷地内完全禁煙施設10施設、施設内完全禁煙施設3施設）

#### ③ 普及啓発

a 食品衛生講習会における普及啓発（48回）

b 管内未認定県立学校、管内市町村総務課、県有施設への認定申請依頼の実施（「禁煙週間」の取組みとして依頼文書の送付実施）

表5 事業開始から現在までの禁煙施設認定状況（平成18～30年度）

	官公庁施設	学校保育所	医療機関	飲食店	宿泊施設	事業所	その他	計(件)
敷地内禁煙施設	14	271	43		1	10	15	354
施設内禁煙施設	18	8	63	18	2	31	16	156
合計(件)	32	279	106	18	3	41	31	510

### (イ) 南部地区栄養情報提供店普及事業の推進

目的：飲食店との連携により、メニューの栄養成分表示や栄養に関する情報を住民へ提供することで、その情報をもとに外食を選択し、正しい食生活の実践につなげることを目的とする。

#### ① 事業検討委員会の開催

平成30年8月14日（火）

南部地区栄養情報提供店普及事業の実施状況報告  
飲食店向け周知用チラシの検討

- ② 栄養情報提供店への登録  
平成30年度は新たに4店舗を登録
- ③ 普及啓発  
食品衛生講習会における普及啓発(48回)  
※禁煙施設認定推進制度と併せて実施

表6 南部地区栄養情報提供店登録状況

平成31年3月現在

	施設名	登録年月日	表示タイプ	住所	種別
1	ふみや南風原店	平成25年 3月19日	タイプA	南風原町字宮平251	食堂
2	古民家食堂		タイプA	南風原町字大名260-1	食堂
3	一般財団法人沖縄県健康づくり財団 ラウンジ琉菜	平成25年 10月30日	タイプA	南風原町字宮平212	食堂
4	Café黄果報KUGAFU ※H31年1月まで休業中	平成26年 3月20日	タイプA	南城市玉城字堀川738-1	食堂
5	Trattoria Vento del Sud ※ランチは前日までの要予約 (予約は営業時間内(18:00~22:00)でお願いします)		タイプA	浦添市牧港1-1-12 川村ハウス101	食堂
6	ガーデンカフェ ユーカリまえひら		タイプA	糸満市字真栄平149	食堂
7	ラウンジ ブーゲンビレア	平成26年 10月23日	タイプA	南風原町字新川588	食堂
8	仕出し・オードブル専門店 旬	平成27年 4月13日	タイプA	久米島町字大田541-2	仕出し
9	タルタルーガ	平成27年 6月4日	タイプA	南城市知念字知名131	食堂
10	糸満漁民食堂	平成27年 12月10日	タイプA	糸満市西崎町4-17	食堂
11	なび家 浦添SC店	平成28年 3月8日	タイプA	浦添市字城間4-7-1	食堂
12	いなみね冷し物専門店	平成28年 4月14日	タイプA	糸満市字糸満1486-3	食堂
13	幸城	平成28年 6月3日	タイプA	西原町字兼久138	食堂
14	レドンド ※店舗移転のため休業中	平成28年 6月28日	タイプA	糸満市字照屋141	食堂
15	K'S CAFE	平成29年 4月24日	タイプA	与那原町字与那原550	食堂
16	なび家 南風原SC店	平成29年 12月27日	タイプA	南風原町字宮平264	食堂
17	なび家 バークレーズコート店	平成29年 12月27日	タイプA	浦添市当山2-2-8-3	食堂
18	大戸屋ごはん処 浦添バークレーズコート店	平成30年 3月8日	タイプA	浦添市当山2-2-8-4	食堂
19	大戸屋ごはん処 豊崎店	平成30年 3月8日	タイプA	豊見城市豊崎1番地411	食堂
20	大戸屋ごはん処 イオンタウン武富店	平成30年 3月8日	タイプA	糸満市武富仲間田原194	食堂
21	大戸屋ごはん処 イオンタウン南風原SC店	平成30年 3月8日	タイプA	南風原町字宮平264 イオン南風原店1階	食堂
22	大戸屋ごはん処 津嘉山店	平成30年 3月8日	タイプA	南風原町津嘉山1371-3	食堂
23	Hello! Natural Juice Café	平成30年 6月29日	タイプA	豊見城市豊崎1番地1141-101	食堂
24	ステーキ屋 瓦	平成30年 9月19日	タイプA	西原町翁長594 2E	食堂
25	ヘルシーボックス	平成30年 10月10日	タイプA	浦添市牧港2-42-5 101	弁当
26	トルコロカント ケベレッキ	平成30年 12月27日	タイプA	西原町翁長558-1-101	食堂

(ウ) 健康づくり推進表彰事業

目的：健康づくり運動を積極的に実践している団体や事業所などを表彰することにより、地域や職域で健康づくりに取り組む体制を整え、健康づくりを推進することを目的とする。

実施主体：南部地区健康おきなわ21推進連絡会議

表彰の種類：

①健康づくり実践優良団体（市町村からの推薦、自薦による応募）

②健康づくり優良事業所（各事業所からの応募）

審査：南部地区健康おきなわ21推進連絡会議において表彰を決定する。

表彰：同会を代表し、南部保健所長が表彰する。

①健康づくり実践優良団体

推薦基準：管内において健康づくり活動を1年以上実践している団体

- ・健診受診率向上に取り組んでいる
- ・健康づくりを推進するためスポーツやサークル活動を実践している。
- ・地域の健康づくりに寄与している。

\*上記3項目のいずれかに該当する自治会や団体

自薦応募基準：上記に加えて、県のチャージングおきなわ応援団に登録して、3年以上活動を継続できる団体。

表7 健康づくり実践優良団体表彰状況

平成30年度

	市町村名	表彰団体名	自薦・推薦理由
1	南城市	琉球料理伝承会	平成26年に設立。 琉球料理の伝統、食文化、作り方を理解し、世界、後生に伝承することを目的とし、長寿県沖縄を取り戻すための活動を実施。 平成27年に沖縄県のチャージングおきなわ応援団に登録。 現在も琉球料理の伝承の食の健康づくりを通して、健康づくり活動を実践している。
2	与那原町	中島区 さくらの会	地域の高齢者の健康づくりと孤立防止を目的として平成10年からミニデイサービスを実施。区長を中心に民生委員やボランティアが協力し、活動を企画運営している。毎月第3水曜日が活動日で、健康運動指導士による健康体操・転倒予防体操や看護師による健康チェックを行い、参加者が「自分の健康は自分で守る」という意識で健康づくりに取り組んでいる。 また、毎回ボランティアによる手作りの昼食がふるまわれるが、健康を意識した野菜中心・塩分控えめのメニューとなっている。さらに年1回PTAと連携し児童と一緒にカレー作りを行う食育活動もおこなっている。 本活動の特徴は、男性の参加者が多いこと、さらに、本活動から「地域見守り隊」が結成され、独居老人の安否確認や夜間のパトロールが実施されるようになったことである。参加する立場は違うが、個人・地域の生きがいがづくり・健康づくりの場となっている。

②健康づくり優良事業所

応募基準：管内において、健康づくりに取り組んでいる事業所

- ・職場健診受診率が85%以上である
- ・禁煙に取り組んでいる

- ・健康づくり活動（ラジオ体操、ウォーキング、健康講話や掲示版設置等で健康情報を発信、体重計や血圧計の設置など）に取り組んでいる
- \*上記3項目のいずれかに取り組んでいる事業所

平成30年度応募なし

(エ) チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録

目的：県民が「健康づくり活動に参加したい」「健康おきなわ21の行動指針を実行したい」という気持ちを実行し継続していくために、自主的な健康づくり活動を行っている団体がチャーガンジューおきなわ応援団に参加・登録することにより、個人の健康づくりを支援する環境作りを行う。

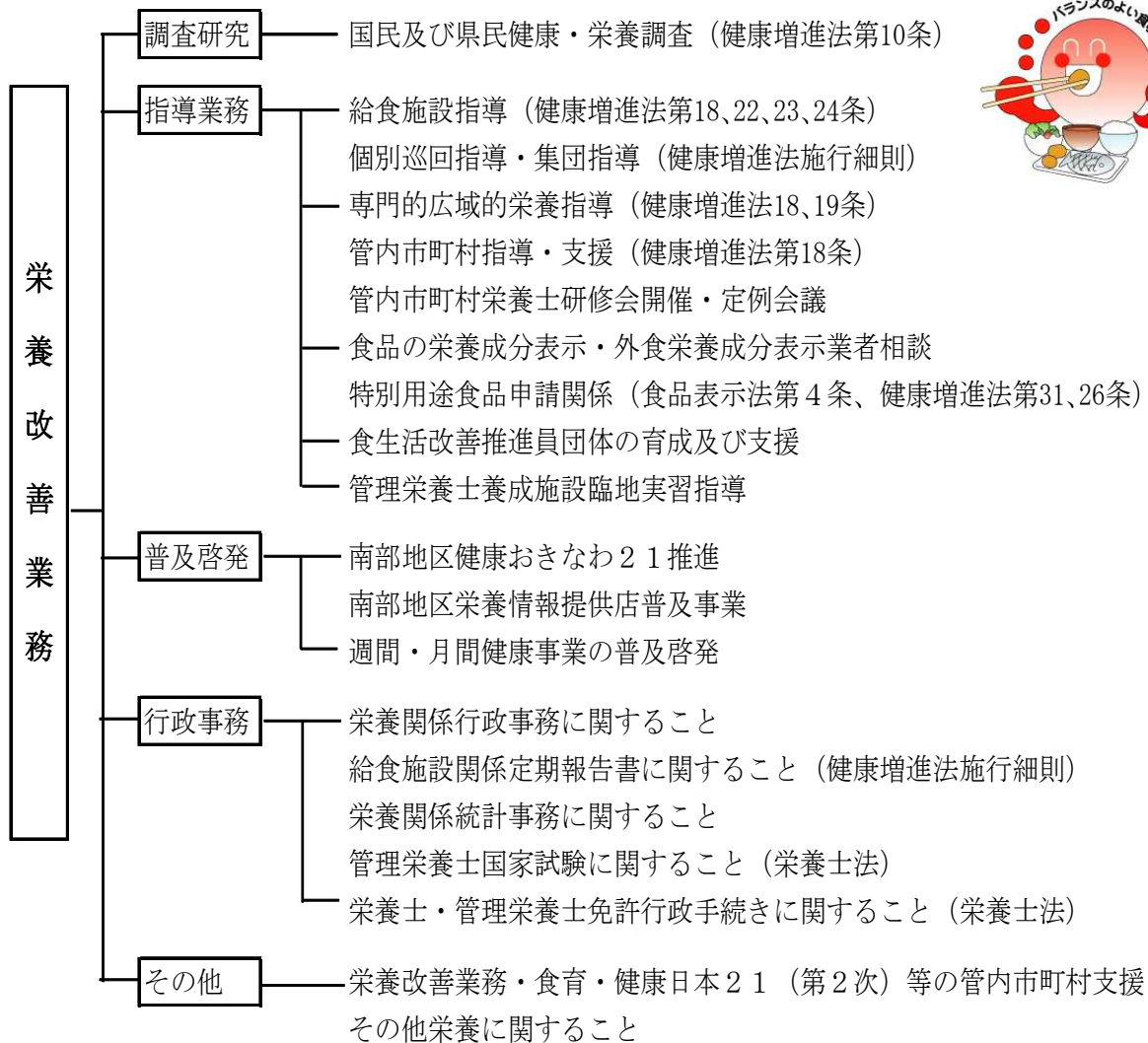
- ・応援団は年に1回活動状況を報告。県の「健康おきなわ21ホームページ」掲載で県民への周知が図られている。

表8 管内チャーガンジューおきなわ応援団参加・登録状況  
平成30年度

市町村名	活動分野	団体数
浦添市	運動	1
糸満市	運動	4
南城市	全般	3
	食生活	1
	運動	1
西原町	運動	1
与那原町	運動	1
八重瀬町	運動	1
粟国村	運動	1
南大東村	運動	1
合計		15

## (2) 栄養改善事業

地域住民の健康保持増進を図ることを目的として、健康増進法等に基づき「調査研究」「給食施設の栄養管理指導」「食品関連企業の表示に関する指導」など、栄養改善及び健康おきなわ21（第2次）の推進に係る事業を実施している。



### ア 調査・研究（国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査）

国民健康・栄養調査は、健康増進法第10条に基づき、国民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣病の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

また、県民健康・栄養調査（昭和57年より5年に1回実施）は、県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料として活用することを目的に沖縄県が実施し、本県の健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の基礎データとなっている。

表12 管内における調査実施概要

年 度	区 分	調 査 地 区	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	主な調査内容
平成24年度	国 民	八重瀬町友寄	51	135	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養摂取状況調査</li> <li>・身体状況調査</li> <li>・血液検査</li> <li>・生活習慣調査</li> </ul>
平成25年度	国 民	南城市佐敷津波古	16	52	
平成27年度	国 民	糸満市西崎	15	37	
平成28年度	国民・県民	浦添市西原①	33	72	
		浦添市西原②	47	90	
		浦添市港川	43	79	
		豊見城市名嘉地①	22	41	
		豊見城市名嘉地②	39	54	
		南風原町宮平	31	70	
		与那原町与那原	49	60	
平成29年度	実施なし				
平成30年度	国 民	豊見城市我那覇	9	66	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養摂取状況調査</li> <li>・身体状況調査</li> <li>・血液検査</li> <li>・生活習慣調査</li> </ul>
		糸満市西崎町	6	15	

## イ 指導業務

### (ア) 栄養指導等

健康増進法第18条第1項1号に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導等を実施している。

表13 栄養指導実施状況

平成30年度

個別指導			集団指導 (回/延べ人員)					
母子	栄養・生活習慣 及び健康増進	その他	母子		栄養・健康増進		その他	
0	11	0	0	0	26	549	1	26

### (イ) 食品の栄養成分表示指導等

食品表示法第4条、健康増進法第26条及び第31条に基づき、食品関係企業に対し、栄養成分表示の相談及び指導を行う。

表14 栄養成分表示等指導実施状況

平成30年度

個別指導		集団指導 (研修会等)	
指導件数 (実数)	指導件数 (延件数)	回数	参加数
116	199	1	153

### (ウ) 給食施設指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言

を実施している。

特定給食施設とは、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設に該当しない施設をいう。

表15 給食施設指導

平成30年度

個別指導			集団指導		
特定給食施設		その他の給食施設	回数	延施設数	延人員
1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回50食以上又は1日100食以上			
130	12	76	1	103	170

(エ) 給食施設における管理栄養士・栄養士及び調理師の配置状況

健康増進法第21条第2項では、特定給食施設においては適切な栄養管理の実施のため「栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない」とされているが、自衛隊（配置率33.3%）、児童福祉施設（同30.8%）、寄宿舍（同0%）では管理栄養士及び栄養士の配置率が低くなっている。

表16 管理栄養士・栄養士及び調理師の配置状況

平成30年度

	管理栄養士のみいる施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみいる施設		施設数 合計	栄養士配置状況 (%)	調理師のいる施設		調理師のいない施設数	施設数 合計	調理師配置状況 (%)			
	施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数			施設数	調理師数						
特定給食施設	学 校	8	10	8	8	16	7	8	0	23	100.0	14	106	9	23	60.9	
	病 院	5	18	18	90	46				23	100.0	22	143	1	23	95.7	
	介護老人保健施設	5	6	5	6	6			1	11	90.9	10	34	1	11	90.9	
	老人福祉施設	4	7	8	10	9			1	13	92.3	12	42	1	13	92.3	
	児童福祉施設	6	6	3	3	3	19	21	63	91	30.8	67	206	24	91	73.6	
	社会福祉施設	3	6	1	1	1	1	1		5	100.0	5	19		5	100.0	
	事業所																
	寄 宿 舎								1	1	0.0	1	4		1	100.0	
	矯 正 施 設	1	1						1	2	50.0	1	1	1	2	50.0	
	自 衛 隊						1	1	2	3	33.3	3	11	1	3	100.0	
一般給食センター	1	1	2	2	4				3	100.0	2	12	1	3	66.7		
そ の 他						2	3		2	100.0	2	7		2	100.0		
計	33	55	45	120	85	30	34	69	177	61.0	139	585	38	177	78.5		
その他の給食施設	学 校						1	1		1	100.0			1	1	0.0	
	病 院	4	7	2	5	3				6	100.0	5	14	1	6	83.3	
	介護老人保健施設	1	1	1	1	1				2	100.0	2	5		2	100.0	
	老人福祉施設	2	2	2	2	2	3	4	5	12	58.3	9	16	3	12	75.0	
	児童福祉施設	5	5	1	1	1	15	16	58	79	26.6	54	210	25	79	68.4	
	社会福祉施設	2	3	2	2	2	5	6	2	11	81.8	8	24	3	11	72.7	
	事業所						1	1		1	100.0	1	3		1	100.0	
	寄 宿 舎																
	矯 正 施 設																
	自 衛 隊	1	1							1	100.0	2	8		2	100.0	
一般給食センター								1	1	0.0							
そ の 他	1	1	1	1	1				2	100.0	1	1	1	2	50.0		
計	16	20	9	12	10	25	28	66	116	43.1	82	281	34	116	70.7		



## ウ 研修会開催状況

管内市町村の栄養改善業務及び健康づくり担当者、地域のボランティア団体等との連携と相互の知識向上を目指し、研修会及び会議を開催する。

表17 研修会開催状況

平成30年度

	日時	研修会等名	場 所	参加人数 (人)
1	平成30年6月21日	給食施設(児童福祉施設等)職員研修会	沖縄小児保健センター 3階ホール	170
2	平成30年8月30日	南部地区食生活改善推進協議会研修会	南部保健所 2階大会議室	30
3	平成30年12月14日	市町村保健指導担当者研修会	南部保健所 2階中会議室	22

## エ 食生活改善推進員

市町村が実施する20時間の養成講座において、栄養の知識、技術等を習得した食生活改善推進員は「ヘルスマイト」の愛称で呼ばれ、地域で食を通した健康づくり活動を実践している。

食生活改善推進員で構成された各市町村の食生活改善推進協議会状況は表18のとおりである。健康推進班では、推進員による食を通した健康づくりの普及啓発及び健康おきなわ21の推進を図ることを目的として、管内食生活改善推進員リーダー研修会を開催することで地区組織の育成を図っている。

表18 管内における食生活改善推進員協議会結成状況

平成30年度

市町村	協議会結成年月日	会員数 (人)	協議会名
浦添市	平成11年5月21日	36	浦添市食生活改善推進員協議会 (てだこの会)
糸満市	平成11年1月27日	44	糸満市食生活改善推進員協議会 (ひまわりの会)
豊見城市	平成13年12月25日	36	豊見城市食生活改善推進員協議会 (ブーゲンビレア会)
南城市	平成18年4月1日	25	南城市食生活改善推進員協議会
西原町	平成17年5月20日	40	西原町食生活改善推進員協議会
北大東村	平成27年6月	7	北大東村食生活改善推進員協議会

## オ その他

学生実習 (公衆栄養学臨地実習)

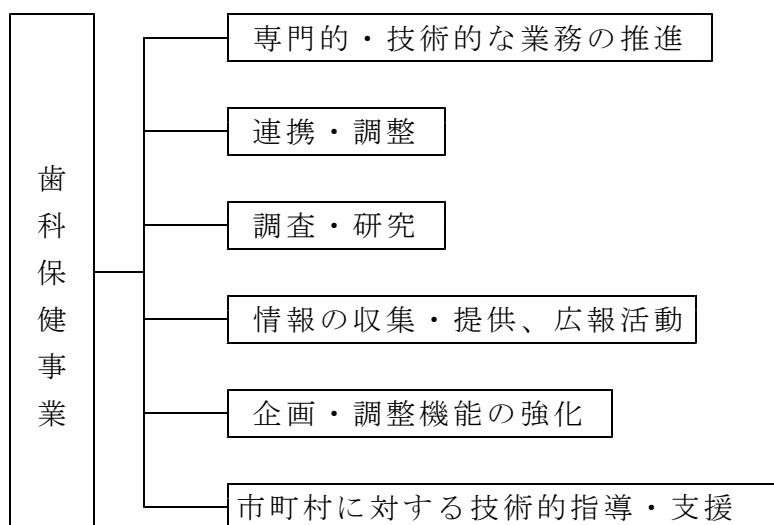
平成30年度は2大学計2名の学生を5日間受け入れた。

### (3) 歯科保健事業

「健康おきなわ21（第2次）」における健康づくりを推進するための4つの基本方針の一つである生活習慣の改善項目として「歯・口腔の健康」が掲げられている。

口腔の健康を保持していくために「8020運動<sup>はちまる にいまる</sup>」を推奨し、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合を増加させることを目指して、ライフステージに沿って歯や口腔の課題解決のためフッ化物応用の普及啓発、歯周病予防、高齢者の歯の喪失防止や口腔ケア等の普及啓発に努めている。

法的根拠 地域保健法（第5条第1項）健康増進法（第2章第7条第6号）  
歯科保健業務指針（平成9年3月3日健政第138号）  
歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95条）



” お口の健康3点セット  
歯ブラシ・フッ素・フズ”

#### ア 専門的・技術的な業務の推進

##### (ア) フッ化物洗口支援事業

対象：新たにフッ化物洗口を希望する施設及びモデル施設等

実施施設数：3か所（保育園1、学童施設（継続）2）

内容：

① フッ化物洗口に係る物品の提供等 3か所（保育園1、学童施設2）

② 豊見城市教育委員会による関係者会議、小学校入学説明会及び養護教諭連絡会への参加（4回）

##### (イ) フッ化物洗口拡大研修会

目的：フッ化物洗口に取り組む施設の増加を図るため、むし歯予防におけるフッ化物応用の効果、安全性及び実践方法について修得することを目的とする。

対象：管内保育施設、幼稚園の園長、保育士及び幼稚園教諭等

開催日及び参加者数：平成30年8月16日（木）参加者37名

内容：

講演「小児歯科医としての地域活動～妊婦歯科からフッ化物洗口実施まで～」  
講師 くばがわ歯科医院 副院長 加藤真由美

(ウ) 障がい児（者）等口腔ケア出前健康教育

実施施設数：5施設

対象：障がい児（者）入所・通所施設職員

参加者：利用者、職員、家族合計119名 歯科健診12名

従事歯科衛生士延べ人員20名

内容：

集団及び個別歯科保健指導助言、ミニレクチャー、個別助言票作成

(エ) 出前口腔ケア健康教育協力歯科衛生士勉強会

開催日：講義 平成30年7月31日（火）

病院実習（沖縄県歯科医師会口腔保健医療センター）平成30年8月28日、9月4日

対象：出前口腔ケア健康教育協力歯科衛生士8名 病院実習7名

講師：沖縄県歯科医師会口腔保健医療センター 歯科衛生士 砂川恵

イ 連携・調整

(ア) 南部地区障がい児（者）歯科保健推進連絡の開催

目的：障がい児（者）に関わる人々が障がい児（者）を取り巻く歯科保健に関する情報を共有し、その発信を行うとともに、歯科保健医療状況の改善に努めること。

参加者：8名（委員構成 歯科関連団体2名 口腔ケア健康教育実施施設5名 福祉事務所1名）

開催日：平成31年2月21日（木）

内容：地域における障がい児（者）の歯科保健医療の確保等に関する意見交換、歯科受診サポート票の紹介。平成31年度研修会の内容について。

(イ) 平成30年度 放課後児童支援員等資質向上研修会での講演（主催 南部管内市町事業受託 NPO法人沖縄県学童・保育支援センター）

開催日：平成30年9月6日（木）南城市、9月26日（木）浦添市、10月16日（火）豊見城市・糸満市、10月23日（火）南風原町・与那原町・八重瀬町

参加者数：266名

内容：学齢期の歯や口腔の健康管理及びフッ化物洗口についての講義

ウ 情報の収集・提供、広報活動

(ア) 管内市町村歯科保健状況調査（調査主体 健康長寿課）

(イ) イベント等におけるフッ化物洗口啓発の実施

①沖縄県禁煙施設認定推進制度認定調査時の啓発2件

②県民向け講演会（主催沖縄県小児保健協会子どもの生活習慣対策委員会）  
平成31年2月23日（土）117名

（ウ）パネル展示及び啓発

①「歯と口の健康週間・禁煙週間・食育月間」（再掲）

サンエー経塚シティ（5月30日～6月7日）

保健所内（5月30日～6月30日）

所内食品衛生講習会での啓発（5月23日（水）、30日（水）、6月6（水）  
59人、パンフレット、歯ブラシ配布）

②「健康増進普及月間」（9月1日～9月29日）

保健所内でのパネル展示を実施。

③「いい歯の日」（11月8日）

食品衛生講習会での啓発（11月14日（水）25人、パンフレット、歯ブラシ配  
布）

④公式ツイッターによる情報発信 14回



健康推進班公式ツイッターQRコード

## 2 結核対策事業

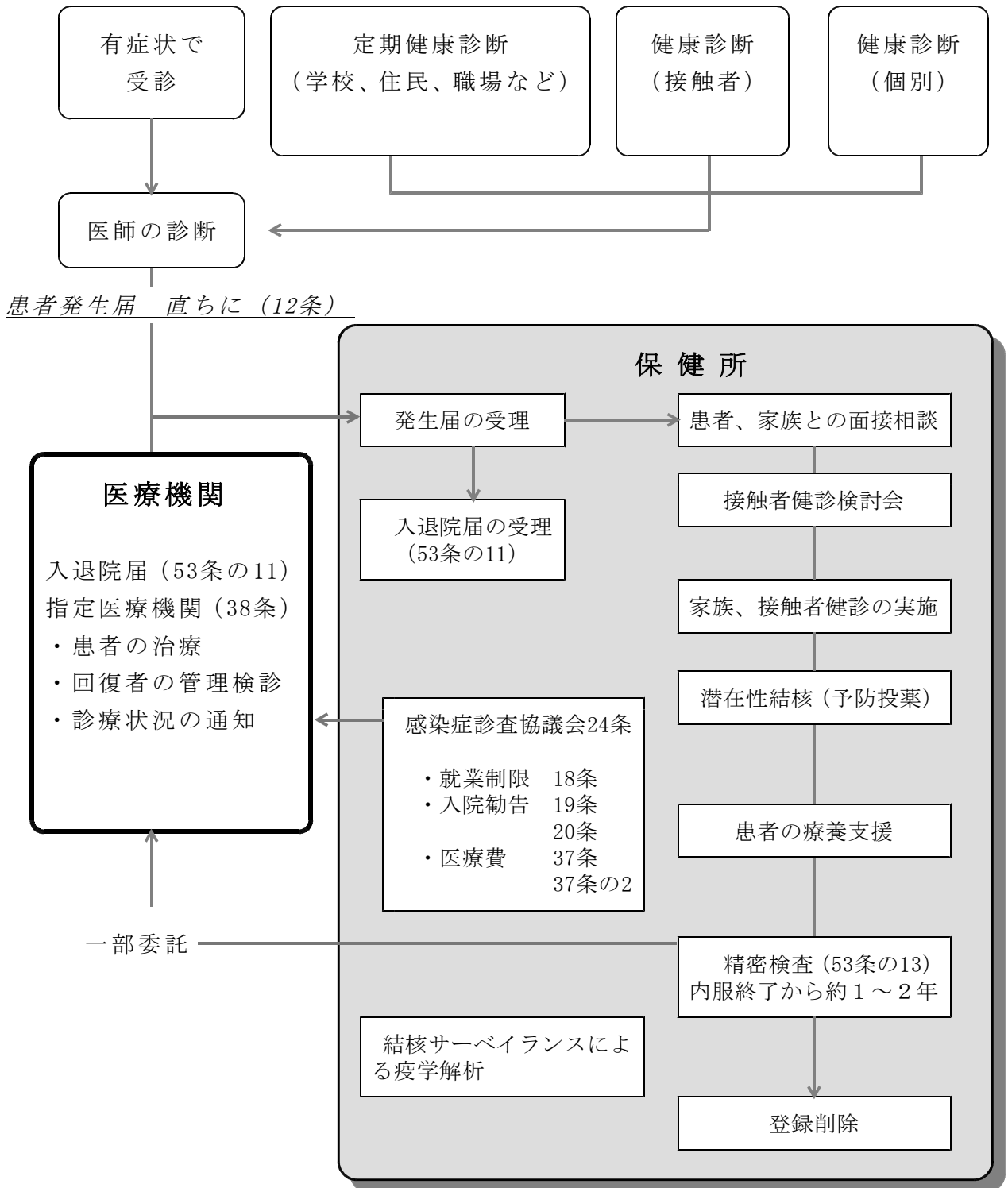
結核対策は、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」に基づき実施されている。

### （1）結核対策の概要

#### ア 感染症法に基づく結核対策

調査	積極的疫学調査 (第15条)	感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報収集を行う。
健康診断	定期 (第53条2～7)	事業所の業務に従事する者についてはその事業者が実施 学生・生徒については学校長が実施 施設（政令で定めるもの）に収容されているものについては施設長が実施 それ以外のいわゆる一般住民については市町村が実施
	接触者等 (第17条)	感染源の追求と被感染者の早期発見を目的に実施。 積極的疫学調査を基に対象を選定し、患者家族、その他の接触者に対して健診を実施。
患者管理	届出 (第12条、53条の11)	届出基準に基づき、医師による患者の診断後直ちに届出を行う。 病院管理者による入退院時の保健所長への届出。
	登録 (第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	保健指導 (第53条の14)	結核の予防または医療上必要と認められる者に対する家庭訪問、健康教育等。
	精密検査 (管理検診) (第53条の13)	結核登録者のうち結核の予防または医療上必要があると認められるときに精密検査を行う。
感染防止	就業制限 (第18条)	結核のまん延防止のため、必要があると認めるときは、規定業務への従事を制限する。また、感染症指定医療機関への入院勧告・措置を行う。
	入院勧告・措置 (第19条、21条)	
医療	入院患者の医療 (第37条)	入院勧告・措置を実施した場合の入院に係る医療費の公費負担
	結核患者の医療 (第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核指定医療機関における結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	BCG予防接種 (予防接種法第2条、3条)	結核の発生及びまん延を予防することを目的として、市町村長が実施

イ 結核患者の発見から登録削除まで



- 1 保健所では患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等周囲への感染防止等の指導を行っている。
- 2 患者は治療終了後は回復者として保健所又は指定医療機関で1年～2年間の管理検診を行い、再発のおそれなくなった場合登録から削除される。
- 3 削除後は、自主的に健康管理を行う。(職場健診等)

## (2) 結核の現状

前年に比べ登録者数は減少しており、罹患率も県より低くなっている。  
医療機関（受診）による発見が多いが、定期健康診断による発見もみられる。  
潜在性結核感染症の登録が増えてきている。

表1 結核新登録者及び罹患率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 罹患率：新登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国	
	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
平成26年	76	18.8	241	16.9	19,615	15.4
平成27年	48	11.8	214	15.0	18,280	14.4
平成28年	43	10.5	201	14.0	17,625	13.9
平成29年	55	13.3	226	15.7	16,789	13.2
平成30年	49	11.8	191	13.2	15,590	12.3

表2 年末時登録者数及び登録率の年次推移(潜在性結核感染症のぞく) 登録率：登録患者／人口×10万

	管内		沖縄県		全国
	年末登録者数	登録率	年末登録者数	登録率	登録率
平成26年	148	36.6	560	39.4	37.6
平成27年	126	30.9	500	35.0	35.3
平成28年	107	26.1	477	33.1	33.3
平成29年	111	26.8	451	31.3	31.3
平成30年	114	27.4	449	31.0	29.4

表3 発見方法別(新登録患者)の年次推移

	総計	健康診断						その他 の集団 検診	医療 機関	その 他	登録 中の 健診	(別掲) 潜在性 結核感 染症	
		個別 健康 診断	定期				接触者健診 家族 その他						
			学 校	住 民	職 場	施 設							
平成26年	76	3	2	2	2	1	—	2	—	64	—	—	49
平成27年	48	6	—	—	3	—	—	2	—	37	—	—	26
平成28年	43	1	1	—	2	—	—	—	—	39	—	—	29
平成29年	55	3	1	2	4	1	4	1	1	38	—	—	27
平成30年	49	1	3	1	3	—	—	1	—	38	1	1	50

表4 活動性分類(新登録患者)の年次推移

	総数	活動性肺結核						(別掲) 潜在性 結核感 染症
		肺活動性結核					肺外結核 活動性	
		総数	喀痰塗抹 陽性		その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他		
			初回治療	再治療				
平成26年	76	67	33	1	21	12	9	49
平成27年	48	29	18	—	8	3	19	26
平成28年	43	26	11	1	10	4	17	29
平成29年	55	42	18	1	12	11	13	27
平成30年	49	38	14	—	18	6	11	50

表5 年齢階級別(新登録患者)の年次推移

	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70以上
平成26年	76	—	—	—	1	6	3	3	6	13	44
平成27年	48	—	—	—	1	3	5	1	7	6	25
平成28年	43	—	—	—	1	1	1	3	2	7	28
平成29年	55	1	—	—	1	4	6	2	6	6	29
平成30年	49	1	—	—	1	6	4	—	3	5	29

※資料 結核登録者情報システム

### (3) 接触者健康診断

接触者健康診断とは、結核患者の接触者で感染のおそれがあるものについて、発病の早期発見と感染源の発見を目的に患者家族及び濃厚接触者等を実施する健康診断である。おおむね患者登録時より2年間実施する。

#### ア 接触者健診実施状況

表6 接触者健康診断実施状況(同居家族等) 各年末現在

	対象者数	受診者数 (実)	受診率	健 診 結 果 (患者発見)			
				発病者 数	率	潜在性結 核感染症 患者数	率
平成26年	168	163	97.0	—	—	14	8.6
平成27年	146	140	95.9	1	0.7	2	1.4
平成28年	146	136	93.0	—	—	8	5.9
平成29年	157	147	93.6	3	2.0	10	6.8
平成30年	109	99	90.8	1	1.0	2	2.0

表7 施設別接触者健康診断実施状況(平成30年新登録患者の接触者) 平成30年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	10	53	55	—	2
精神病院	2	13	26	—	—
福祉施設	—	—	—	—	—
老人施設	—	—	—	—	—
一般職場	2	13	14	—	1
学校	1	3	4	—	—
その他	2	17	20	—	—
計	17	99	119	—	3

表8 施設別接触者健康診断実施状況(前年より継続) 平成30年末

対象機関	施設数	対象者数	受診者数 (延)	患者発見	
				発病者数	潜在性結核 感染症
一般病院	2	35	38	—	2
精神病院	—	—	—	—	—
福祉施設	—	—	—	—	—
老人施設	2	12	12	—	1
一般職場	2	3	4	—	—
学校	—	—	—	—	—
その他	1	20	18	—	—
計	7	70	72	—	3

平成30年は、接触者健康診断から発病者1名、潜在性結核感染症8名の発見があった。



## (4) 結核対策事業

1 事業名	地域DOTS体制の推進 －医療機関との連携強化－																																																																												
2 事業の目的	<p>沖縄県南部保健所では平成17年度より在宅で治療を要する全結核患者に対して地域DOTSを導入し、保健所内でDOTSカンファレンスやコホート検討会を実施している。</p> <p>新登録患者には高齢者の一人暮らし及び夫婦のみ世帯、近年では、外国人の結核患者も増えてきている。このことから在宅治療結核患者の治療脱落、中断防止のため、治療機関とカンファレンスや情報交換を行い、結核患者の治療成功率の向上を図ることを目的とする。</p>																																																																												
3 地域の概況	<p style="text-align: center;">結核の現状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年</th> <th>H26年</th> <th>H27年</th> <th>H28年</th> <th>H29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新患者登録数</td> <td>64</td> <td>76</td> <td>48</td> <td>43</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>患者 罹患率</td> <td>15.9</td> <td>18.8</td> <td>11.8</td> <td>10.5</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>末時活動性結核有病率</td> <td>9.7</td> <td>12.6</td> <td>8.6</td> <td>7.6</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>抹陽性肺結核罹患率</td> <td>4.97</td> <td>8.4</td> <td>4.4</td> <td>2.9</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>均全結核 治療期間(日数)</td> <td>293</td> <td>272</td> <td>227</td> <td>274</td> <td>213</td> </tr> <tr> <td>均肺結核 入院期間(日数)</td> <td>67.0</td> <td>46.0</td> <td>43.50</td> <td>42.0</td> <td>78.0</td> </tr> <tr> <td>登録者の60歳以上者 割合</td> <td>65.63</td> <td>(65歳以上) 68.42</td> <td>(65歳以上) 64.6</td> <td>(65歳以上) 76.6</td> <td>(65歳以上) 58.2</td> </tr> <tr> <td>登録中外国人出生者割合</td> <td>4.7</td> <td>10.5</td> <td>10.4</td> <td>0.0</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>登録喀痰塗抹陽性患者 療成功率</td> <td>37.5</td> <td>42.11</td> <td>51.52</td> <td>55.56</td> <td>45.45</td> </tr> <tr> <td>療中死亡割合</td> <td>18.75</td> <td>21.05</td> <td>27.72</td> <td>22.22</td> <td>36.36</td> </tr> <tr> <td>療失敗脱落中断割合</td> <td>0.0</td> <td>5.26</td> <td>6.06</td> <td>5.56</td> <td>9.09</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">出典：NESID、結核の統計 結核管理図</p>						H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	新患者登録数	64	76	48	43	55	患者 罹患率	15.9	18.8	11.8	10.5	13.3	末時活動性結核有病率	9.7	12.6	8.6	7.6	8.7	抹陽性肺結核罹患率	4.97	8.4	4.4	2.9	4.6	均全結核 治療期間(日数)	293	272	227	274	213	均肺結核 入院期間(日数)	67.0	46.0	43.50	42.0	78.0	登録者の60歳以上者 割合	65.63	(65歳以上) 68.42	(65歳以上) 64.6	(65歳以上) 76.6	(65歳以上) 58.2	登録中外国人出生者割合	4.7	10.5	10.4	0.0	10.9	登録喀痰塗抹陽性患者 療成功率	37.5	42.11	51.52	55.56	45.45	療中死亡割合	18.75	21.05	27.72	22.22	36.36	療失敗脱落中断割合	0.0	5.26	6.06	5.56	9.09
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年																																																																								
新患者登録数	64	76	48	43	55																																																																								
患者 罹患率	15.9	18.8	11.8	10.5	13.3																																																																								
末時活動性結核有病率	9.7	12.6	8.6	7.6	8.7																																																																								
抹陽性肺結核罹患率	4.97	8.4	4.4	2.9	4.6																																																																								
均全結核 治療期間(日数)	293	272	227	274	213																																																																								
均肺結核 入院期間(日数)	67.0	46.0	43.50	42.0	78.0																																																																								
登録者の60歳以上者 割合	65.63	(65歳以上) 68.42	(65歳以上) 64.6	(65歳以上) 76.6	(65歳以上) 58.2																																																																								
登録中外国人出生者割合	4.7	10.5	10.4	0.0	10.9																																																																								
登録喀痰塗抹陽性患者 療成功率	37.5	42.11	51.52	55.56	45.45																																																																								
療中死亡割合	18.75	21.05	27.72	22.22	36.36																																																																								
療失敗脱落中断割合	0.0	5.26	6.06	5.56	9.09																																																																								
4 実施時期	平成30年度																																																																												
5 実施期間	平成30年4月～平成31年3月																																																																												
6 実施対象者 規模	<p>1 南部保健所管内における服薬中の全患者：107名</p> <p>2 患者発生した施設への結核研修会：平成30年度開催なし</p>																																																																												
7 事業内容	<p>1 地域DOTSの実施</p> <p>1) 所内DOTS・コホート検討会の開催（12回/年）</p> <p>2) 退院前調整会議：随時、医療機関との調整・DOTS調整</p> <p>3) 薬局DOTSの実施 1件 実施</p> <p>4) DOTSの実施</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>訪問 延</td> <td>412件</td> </tr> <tr> <td>電話 延</td> <td>1,357件</td> </tr> <tr> <td>来所 延</td> <td>71件</td> </tr> </table>					訪問 延	412件	電話 延	1,357件	来所 延	71件																																																																		
訪問 延	412件																																																																												
電話 延	1,357件																																																																												
来所 延	71件																																																																												

7 事業内容	<p>2 その他の研修会</p> <p>1) 結核の届出があった医療機関、施設、外国人受入事業所等で積極的疫学調査や接触者健診を実施する中で、結核に関する知識、マニュアル等の情報提供を実施</p>
8 本事業を実施したことにより期待される効果	<p>1 患者に応じた地域 DOTS を行うことで治療を完了させることができる。</p> <p>2 関係機関との連携を図ることで、各々の役割を確認することができ、地域 DOTS を推進することができる。</p>

## (5) 検査の状況

### ア X線撮影

表9 胸部X直接撮影件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
管理検診	46	56	54	43	45
接触者健診	174	159	139	92	58
合計	220	215	193	135	103

※管理検診：結核治療終了後、その経過を見ている者。

接触者健診：結核患者との接触者。

### イ 血液検査、喀痰検査

表10 月別検査件数（平成30年度）

単位：件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
喀痰	塗抹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	培養	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
	同定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
QFT検査(管内)		12	0	5	14	5	23	10	16	10	2	2	16	115
QFT検査(管外) ※1		32	32	40	60	88	27	35	38	34	26	85	50	547
検査件数合計		44	32	45	74	93	50	45	54	44	28	87	66	662

※1 県立4保健所（北部、中部、宮古、八重山）からQFT検査を受託している。

表11 年度別検査件数

		21年度	22年度	23年度 ※1	24年度	25年度 ※2	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
喀痰	塗抹	13	3	6	6	3	9	9	25	14	-
	培養	13	3	6	6	3	9	9	25	14	-
	同定	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-
QFT検査(管内)		11	42	135	55	237	388	271	535	300	115
QFT検査(管外)		-	-	144	745	419	478	436	396	200	547
検査件数合計		37	48	291	812	662	884	725	982	530	662

※1 平成23年度1月から南部保健所検査室にてQFT検査を開始した。

※2 平成25年度5・6月は、QFT採血管の不具合により外部に検査委託（管内22件、T-SPOT検査）した。

## (6) 感染症診査協議会

感染症診査協議会は感染症法第24条により設置され、委員6名は感染症指定医療機関の医師、感染症患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く)、法律に関し学識経験を有する者並びに法律以外の学識経験者で、委員の過半数は医師であり、県知事が任命する。感染症法第18条の規定による就業制限、第19条、第20条の規定による入院勧告並びに第20条第4項の入院の延長、第37条の2申請に関する必要な事項を審議し、また保健所が実施する結核対策事業に関する意見を行う。原則毎月第2、第4木曜日に開催し、平成30年の開催回数は24回であった。

表12 診査状況(延べ件数)

平成30年

	諮問	承認	保留	不承認
法37条(入院勧告(措置)患者医療費)	45	45	0	0
法37条の2(外来治療等結核患者医療費)	147	143	3	1

表13 委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	原永 修作	国立大学法人琉球大学医学部附属病院 医師
委員	佐藤 陽子	社会医療法人友愛会豊見城中央病院 医師
委員	金城 俊一	社会医療法人仁愛会浦添総合病院 医師
委員	譜久山民子	元南部保健所長 医師
委員	新垣 絹代	那覇人権擁護委員協議会 人権擁護委員
委員	村上 恵実	沖縄つばさ法律事務所 弁護士

## (7) 普及啓発活動

国では、国民の結核に関する正しい知識を深め、結核対策の推進を図るため9月24日から30日を結核予防週間と定めている。

南部保健所では、結核予防週間の周知活動として、管内社会福祉施設50か所、管内日本語学校・外国人技能実習生受入機関3か所へポスター配布及び掲示依頼を行った。イオン南風原店の協力を得て、同店舗1階広場において平成30年9月24日から9月30日の間、のぼり、パネル及びポスター、資料を設置し、リーフレットや結核予防メッセージ入りマスク、ボールペンを配布した。

所内では平成30年9月13日から9月27日の間、保健所前フェンスに横断幕の掲示、また、所内ロビーにてポスター掲示、リーフレット等配置した。

## (8) 結核指定医療機関

結核指定医療機関は、結核の公費負担医療を担当させるため、感染症法第38条に基づき厚生労働大臣、または県知事が開設者の指定申請を得て指定する。

管内の指定医療機関は次のとおりである。

表14 管内指定医療機関(平成30年度末現在)

医療機関	薬局	計
81	128	209

### 3 感染症対策

明治30年に制定された伝染病予防法は、患者の隔離による強制的な予防措置が中心であり患者に対する医療や人権への配慮が欠けているという問題があった。医学や公衆衛生水準の向上、航空機による迅速大量輸送時代の到来等、感染症を取り巻く状況は大きく変化したことから伝染病予防法、性病予防法、エイズ予防法を廃止統合し、総合的に感染症対策を推進するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下：感染症法）が平成11年4月1日から施行された。その後、平成15年には、海外における重症急性呼吸器症候群（SARS）の発生等を踏まえての改正、平成18年には結核予防法の廃止により感染症法への統合等による改正がされている。

平成21年度は新型インフルエンザの流行があり、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、国民の生活や経済への影響を最小にすることを目的として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定された。沖縄県は同法に基づき、平成25年10月に「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、南部保健所は平成27年3月に「南部保健所新型インフルエンザ等対策個別計画」を策定した。

平成26年度は、デング熱の国内感染患者の発生や西アフリカ3国でのエボラ出血熱感染症の流行のまん延があり、検疫の強化、疑似症患者対応についての通知、各種ガイドライン等の作成、見直しがあった。

平成27年度には韓国において中東呼吸器症候群(MERS)の大規模な流行があり、平成26年度のエボラ出血熱感染症流行時と同様に検疫の強化、ガイドラインの作成、見直しが行われた。さらに、平成27年5月以降、ブラジルを中心とする中南米地域においてジカウイルス感染症が多数報告され、妊婦がジカウイルス感染症に感染した場合、胎児に小頭症が発生するリスクについても報告されていることから、四類感染症への追加、ガイドラインの改定等が行われた。

平成29年度は、感染症法が一部改正された。風しんは、風しんに関する特定感染症予防指針（平成26年厚生労働省告示第122号）に基づき、平成32年度までに排除状態を達成するために、発生例を直ちに把握する必要があるため、より詳細な内容を届け出なければいけない五類感染症となった。また、百日咳については、これまで感染症法第14条第2項に基づき五類感染症（定点把握疾患）として指定医療機関から届け出られていたが、成人を含む発生動向が適時かつ正確に把握できず、対応に遅延が生じる可能性があるため五類感染症（全数把握疾患）となった。さらに、平成30年3月20日に沖縄県内で4年ぶりとなる台湾からの旅行者による麻しん患者が確認され、本患者を契機として県から終息宣言が出された6月11日までの間に計101例の麻しん患者が感染症法に基づき保健所へ届出された。

平成30年度は、感染症法が一部改正され、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄膜炎を除く）が五類感染症の全数把握疾患へ追加された。また、後天性免疫不全症候群（HIV感染症を含む。）及び梅毒の発生動向をより詳細に把握するために感染症法の規定に基づく厚生労働省告知及び届出基準が一部改正された。さらに、7月以降に風しんの届出数が増加したことを受けて、厚生労働省により「風しんに関する追加対策」が取りまとめられ、予防接種法施行令および施行規則、実施規則が一部改正され、風しんに係

る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体価検査・予防接種が行われることとなった。

### (1) 感染症届出状況

感染症法の対象とする感染症は1～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症に類型化されている。保健所は医師から感染症発生の届け出を受理すると、感染源及び感染経路解明のための調査を行い、二次感染防止のための対策を講じている。対応が遅れると、感染拡大や集団発生を招く恐れがあるため、迅速な対応が必要となる。具体的には、対人措置として、健康診断、就業制限及び入院勧告が、その他の措置として消毒や生活用水の使用制限など、8つの措置があり感染症類型によって対応が異なる。なお、管内の感染症届出状況（全数把握）は表1のとおりである。

表 1 感染症届出状況（全数把握）の推移（南部保健所管内）

疾病		年度				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2類	結核※	—	—	—	—	—
3類	細菌性赤痢	—	—	—	—	—
	腸チフス	—	—	1	—	—
	腸管出血性大腸菌感染症	6	17	4	3	11
	(O-26)	(2)	(3)	—	—	(2)
	(O-91)	—	—	(1)	0	(2)
	(O-103)	—	—	—	—	—
	(O-111)	—	—	(1)	0	(1)
	(O-121)	—	(12)	—	—	—
	(O-128)	—	—	—	(1)	—
(O-157)	(4)	(2)	(2)	(1)	(5)	
(O-115)	—	—	—	—	(1)	
(O型別不明)	—	—	—	(1)	—	
4類	E型肝炎	1	—	1	2	—
	A型肝炎	2	2	1	5	4
	日本紅斑熱	—	—	—	—	—
	ブルセラ症	1	—	—	—	—
	マラリア	—	—	—	1	—
	レジオネラ症	5	4	4	6	3
	レプトスピラ症	2	3	4	1	—
5類	アメーバ赤痢	2	3	1	2	3
	ウイルス性肝炎	4	3	4	4	2
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	—	5	12	11	7
	急性脳炎	13	2	11	13	6
	クリプトスポリジウム症	—	1	—	—	—
	クロイツフェルト・ヤコブ病	1	—	2	—	—
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	—	2	2	4	6
	後天性免疫不全症候群	8	19	7	13	12
	ジアルジア症	1	—	2	1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	2	2	2	6	8
	侵襲性髄膜炎菌感染症	—	2	1	—	—
	侵襲性肺炎球菌感染症	12	13	17	26	22
	梅毒	18	10	23	22	34
	播種性クリプトコックス症	—	1	1	1	—
	破傷風	—	1	—	—	—
	バンコマイシン耐性腸球菌	1	7	2	1	2
	風しん	—	1	1	1	6
	麻疹	—	—	—	4	21
	百日咳	—	—	—	1	10
	急性弛緩性麻痺	—	—	—	—	1
水痘（入院例）	—	—	—	—	1	
合計		80	100	104	129	160

※結核については結核の頁を参照

資料：感染症発生動向調査

## (2) 感染症発生動向調査

感染症法に基づく感染症発生動向調査は1～4類感染症は随時、5類感染症は週単位（一部月単位）で情報収集・分析・情報提供することにより、その流行の予測と予防対策に役立てようとするもので、厚生労働省とのオンラインシステムにより実施している事業である。

なお、平成25年4月1日に那覇市保健所が設置されたことにより、南部保健所管轄が変更（7市町→15市町村）となり、南部管内の定点医療機関として、インフルエンザ14定点、小児科8定点、眼科3定点、基幹1定点、STD（性感染症）4定点（平成25年4月1日現在）から情報を収集・解析し、定点医療機関、管内市町村等へ還元している。平成29年度の管内の5類（定点把握）感染症報告状況は表2のとおりである。

表2 南部保健所管内における5類（定点把握）感染症報告状況

平成30年度（平成30年第14週～平成31年第13週）

単位：件

疾病名	H30.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	2月	3月	合計
インフルエンザ(報告数)	253	128	67	151	75	144	255	82	243	3,225	1,148	337	6,108
咽頭結膜熱(報告数)	23	44	27	35	9	10	11	4	8	3	9	13	196
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎(報告数)	102	91	90	95	29	47	59	59	60	116	81	111	940
感染性胃腸炎(報告数)	95	121	63	97	90	117	119	69	116	87	72	68	1,114
水痘(報告数)	11	13	12	13	4	17	14	12	13	19	18	10	156
手足口病(報告数)	26	31	17	116	141	111	100	59	20	20	14	19	674
伝染性紅斑(報告数)	1	2	0	0	0	0	8	12	19	36	58	37	173
突発性発疹(報告数)	14	19	9	16	9	17	5	8	13	11	10	15	146
ヘルパンギーナ(報告数)	4	1	2	0	0	0	6	2	2	0	1	1	19
流行性耳下腺炎(報告数)	1	2	4	3	3	3	3	4	2	0	4	3	32
急性出血性結膜炎(報告数)	2	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	10
流行性角結膜炎(報告数)	24	47	75	87	87	83	39	22	30	17	10	21	542
細菌性髄膜炎(報告数)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	5
無菌性髄膜炎(報告数)	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	6
マイコプラズマ肺炎(報告数)	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	3
クラミジア肺炎(報告数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
RSウイルス感染症(報告数)	85	121	137	119	35	20	11	2	1	5	6	15	0
感染性胃腸炎(ロタウイルス)(報告数)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4

資料：感染症発生動向調査

## (3) HIV・性感染症検査及びエイズ、性感染症相談

保健所では、昭和62年からエイズについての相談やHIV抗体検査を実施し、相談や検査は匿名で受けることが出来る。平成5年10月から検査料金の無料化、平成17年4月から即日検査を実施している。また、その他の性感染症（STD）に関しても、症状等があり悩んでいる方などに関する相談に対応し、クラミジア、梅毒に関しても検査を実施し、必要に応じ医療機関を紹介している。クラミジア及び梅毒の検査については、平成25年度より無料化された。平成30年度は上述した大規模な県内麻しん流行対応のため4、5月の検査を一時休止したが、それ以外の期間においては例年実施している週2回のHIV・性感染症即日検査及び6月のHIV検査普及週間、12月の世界エイズデーに併せて実施している年2回の休日検査に加えて、9月、2月にもそれぞれ1回ずつ休日検査を実施した。

表3 沖縄県のHIV感染者・エイズ患者届出件数 単位：件

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
県全数	33	27	22	33	20
南部保健所	0	0	1	4	0

表4 平成30年度HIV・性感染症検査実施状況(月別)

単位：件

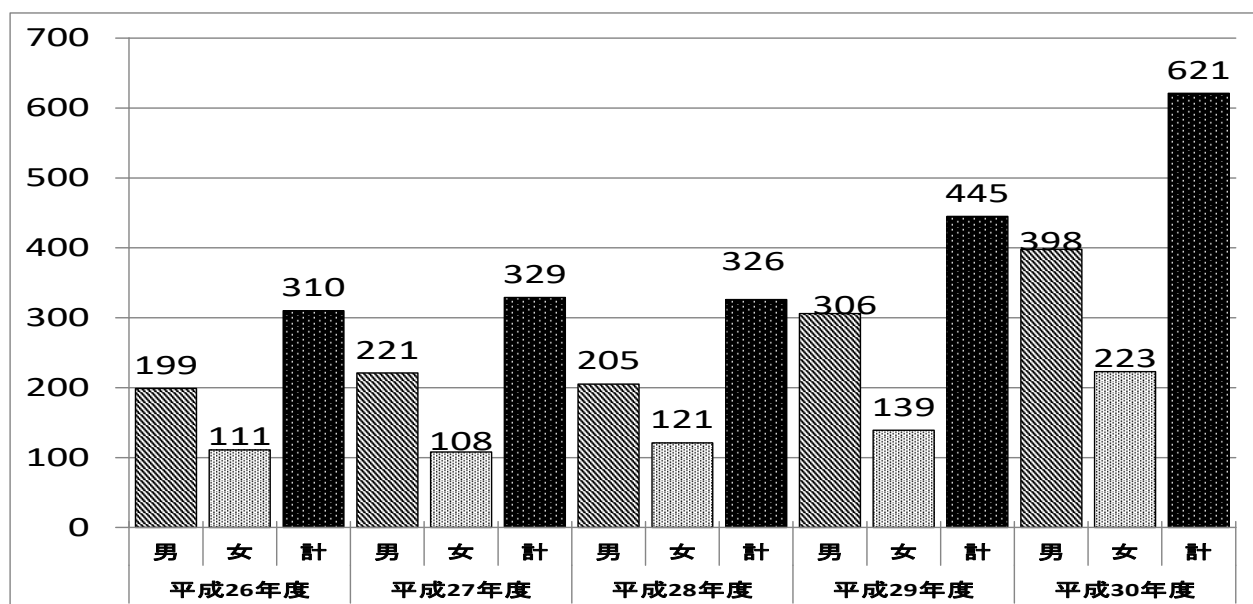
平成30年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
HIV抗原抗体	男	1	0	33	22	53	43	34	51	37	32	55	37	398
	女	2	0	20	18	22	18	24	22	33	22	17	25	223
梅毒		3	0	52	38	75	61	58	72	70	55	72	62	618
クラミジア		2	0	43	29	59	51	49	62	47	45	59	49	495
検査延べ数		8	0	148	107	209	173	165	207	187	154	203	173	1,734

表5 南部保健所年度別HIV・性感染症検査実施状況

単位：件

年度	性別	HIV抗体検査	梅毒検査	クラミジア検査	
平成26年度	男	199	176	136	○検査技師が1名となり、毎週火曜日の即日検査のみ実施。通常検査、夜間検査中止。休日検査年2回実施
	女	111	105	65	
	計	310	281	201	
平成27年度	男	221	154	137	○毎週火、木(午前)に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	108	85	64	
	計	329	239	201	
平成28年度	男	205	153	115	○毎週火、木(午前)に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	121	90	72	
	計	326	243	187	
平成29年度	男	306	298	237	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年2回実施
	女	139	136	112	
	計	445	434	349	
平成30年度	男	398	396	329	○毎週火、木に即日検査を実施。休日検査年4回実施
	女	223	222	166	
	計	621	618	495	

図1 年度別 HIV 検査実績



※平成18年度から6月を「HIV検査普及週間」を創設。12月1日は「世界エイズデー」。



#### (4) 予防接種

予防接種には、予防接種法に基づき市町村長が行う定期接種とそれ以外の任意接種がある。

県保健所は予防接種法第5条第1項に基づき管内市町村へ指示を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

住民や市町村の問い合わせへの対応、管内市町村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告、市町村が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

#### (5) 肝炎対策

ウイルス性肝炎に関する相談及びHBs抗原検査、HCV抗体検査を実施している。

国内のB型肝炎ウイルスの感染者は110～140万人、C型肝炎ウイルスの感染者は190～230万人存在するといわれ、感染者は慢性肝炎、肝硬変や肝がんに移行する可能性があることがわかってきた。

持続感染者の中には、自覚症状がなく、感染に気づいていない人も多いことから、B型及びC型肝炎に関する相談及び検査（初回のみ無料）を行っている。

平成20年4月1日から肝炎患者の医療費助成による早期治療の促進、将来の肝硬変、肝がんの予防等を目的に肝炎治療促進事業がはじまった。B型・C型肝炎に対するインターフェロン治療に対する医療費助成申請受付が開始された。さらに、平成22年4月より核酸アナログ製剤治療に対する医療費助成申請受付も開始され、申請件数が増加した。B型肝炎については、平成29年2月にベムリディ錠が医療費助成の対象となった。C型肝炎については、平成23年11月にテラプレビルを含む3剤併用療法が、平成25年11月にシメプレビルを含む3剤併用療法が医療費助成の対象となった。また、平成26年9月にインターフェロンフリー治療（ダクラタスビル、アスナプレビル併用療法）、平成27年8月にはハーボニー配合剤、同年11月にはヴィキラックス配合剤が医療費助成の対象となり、申請件数が増加した。平成28年11月にはエレルサ錠、グラジナ錠、平成29年2月にはジメンシー配合錠が医療費助成の対象となった。さらに10月にはマヴィレット配合錠が医療費助成の対象となった。平成30年4月1日からB型、C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のため、県が指定する医療機関に入院している方に対して、医療費を助成する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業がはじまった。

表6 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（年度別） 単位：件

検査の種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
HBs抗原・抗体	293	122	19	37	68
HCV抗体	118	32	18	32	65

※平成27年度7月以降、HBs抗原のみ

表7 B型肝炎検査及びC型肝炎検査状況（月別）

単位：件

平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
HBs抗原	1	0	25	9	5	4	3	0	6	6	5	4
HCV抗体	1	0	24	9	5	4	3	1	6	5	4	3

表8 年度別肝炎治療医療費助成申請件数

年度	総数	内訳	
		B型肝炎	C型肝炎
平成26年度	200件	155件	45件
平成27年度	262件	191件	70件
平成28年度	213件	186件	13件
平成29年度	234件	198件	36件
平成30年度	230件	205件	25件

## （6）麻しん対策

平成19年の全国的な麻しん流行を受けて、国においては、「麻しん排除計画」や「麻しんに関する特定感染症予防指針」を策定し麻しん対策を強化した。これに伴い感染症法が一部改正され、平成20年1月1日より麻しんは5類全数報告疾患となっている。

本県では、平成13年の「沖縄県はしかゼロプロジェクト委員会」を発足し、法律による定点把握のみならず、全数把握事業および麻しん発生時対応に基づく、初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等独自の麻しん発生全数把握事業を行っている。

我が国においては、平成27年3月27日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されている。

沖縄県においては、平成25年度から平成28年度は麻しん確定事例の発生はなかったが、上述したように平成30年3月から6月にかけて台湾人旅行者を発端とする麻しんの大規模流行があった。初発例から県の終息宣言までの間に、南部保健所管内の医療機関から計188例の行政検査依頼があり計25例（臨床診断例1例を含む）の確定例が届出された。積極的疫学調査や接触者対応、住民・関係機関に対する相談・支援などを実施したすると共に、医療機関向けの支援として麻しんに関する啓発用資料や健康観察用資料を作成、配布したり、流行終息後に管内関係機関における対応の振り返りなどを実施した。

※排除達成の認定基準：適切なサーベランス制度の下、土着株による麻しんの感染が3年間確認されないこと、又は遺伝子型の解析によりそのことが示唆されることをいう。

## (7) 風しん対策

平成25年には全国で累計14,357例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成20年以降(平成20年～平成25年)では最も多い報告数となり、平成24年10月から平成26年3月26日までに、44人の先天性風しん症候群の患者が報告された。

上述の通り、平成30年7月以降の風しんの発生状況を踏まえ、厚生労働省により「風しんに関する追加対策」が取りまとめられ、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対する抗体価検査・予防接種が行われることとなった。

## (8) 感染症対策連絡会議

感染症の発生を未然に防止し、感染症発生時の迅速な対応のため、管内医療機関及び関係機関がネットワークを構築し、感染症発生状況等の情報の共有化と、感染症対策について協議することにより南部保健所管内の感染症対策の強化を図ることを目的に毎年開催している。平成30年度は薬剤耐性菌対策について那覇市保健所と合同で開催した。

### ①平成30年度開催状況

日時：平成31年2月7日(木) 15:00～17:00

場所：沖縄県医師会館3階ホール

出席者：94名(32機関)

内容：・薬剤耐性(AMR)対策の現状

・那覇市及び南部地区のCRE、VRE検出状況報告及び意見交換

・感染症対策支援ネットワークづくり

## (9) 熱中症について

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることにより、対応調節機能がうまく働かなくなった結果、体内に熱がこもってしまう状態をいう。沖縄県では、県内23の定点医療機関の協力を得て、6月から9月までに発生した熱中症について今後の予防対策に役立てるため、発生状況を取りまとめ公表している。

南部保健所管内における平成30年度の熱中症発生状況は以下のとおりである。

- ・男女別では、男性186人(96%)、女性7人(4%)と男性の割合が多い(図2)。
- ・年代別では、10代～70歳以上の幅広い年代で発生している(図3)。
- ・発生場所別では、屋内で熱中症になった人が19%の割合を占めている(図4)

図1 熱中症発生年数(年度別)

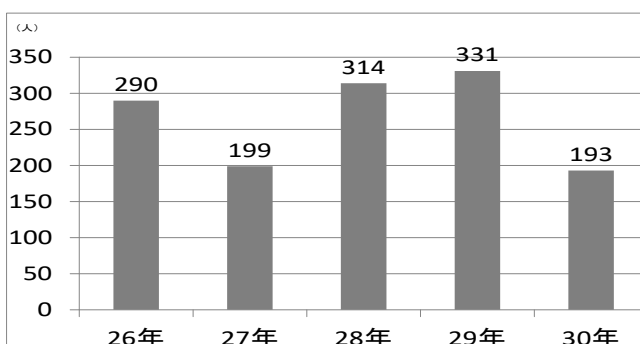


図2 男女別件数

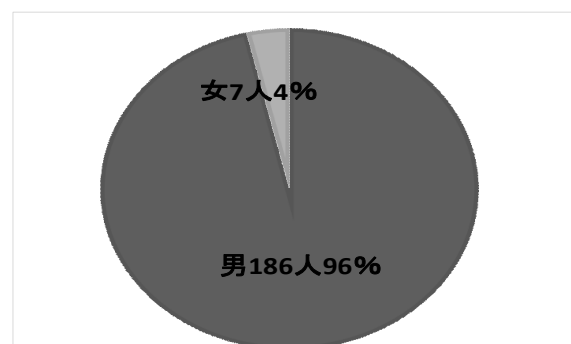


図3 年代別発生件数

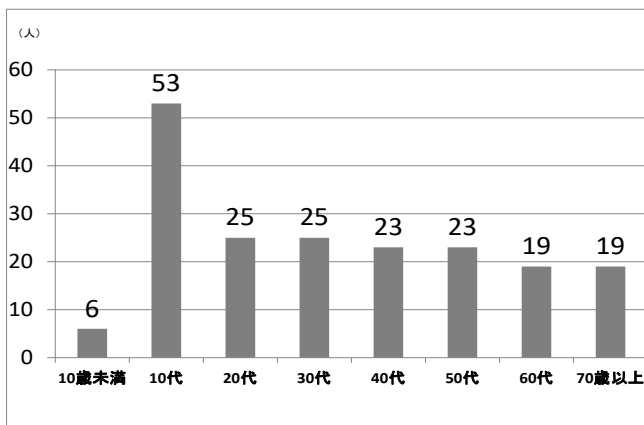
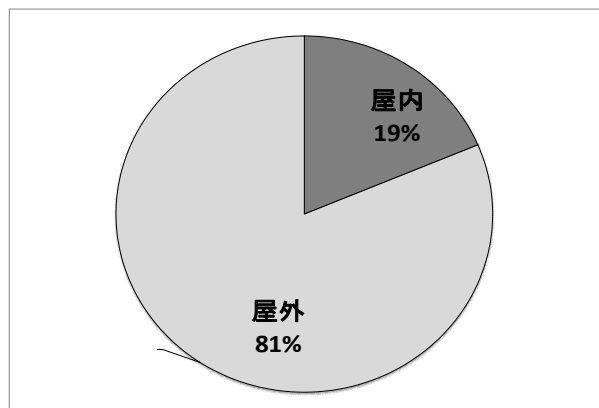


図4 発生場所別件数



## (10) 平成30年度感染症トピックス

### 麻しんについて

麻しんは非常に感染力が強い急性のウイルス疾患で、およそ3割の患者が合併症を併発し、特に肺炎や脳炎などを併発した場合には致死率の高い感染症である。2006年に予防接種法が改正され麻しん風しん混合ワクチン定期接種が1回から2回へ変更となって以降、国内の届出数は激減し、2015年に世界保健機構により日本は麻しんウイルスの土着株が存在しない排除状態であると認定された。

沖縄県においては2003年に「麻しん全数把握調査事業実施要綱」及び「麻しん発生時対応ガイドライン」を策定し、取り組みを進めた結果平成25年度以降麻しん患者の届出は認めなかったが、上述したように平成30年3月から6月にかけて台湾旅行者を発端とする大規模流行が発生した。

近年沖縄県を訪れる外国人観光客数は年々増加の一途をたどり、海外からの麻しんの持ち込みは将来的にも起こることが予想され、県では今回の流行で認めた課題を受けてガイドライン等の改訂作業を進めている。

## 4 石綿健康被害救済制度申請窓口業務

石綿健康被害救済制度は、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族の方で労災補償の対象にならない方の救済を図ることを目的として、平成18年3月に「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、中皮腫、石綿被害による肺がんにより療養している者及びその遺族に対して、医療費などの支給による被害救済が開始された。さらに、平成22年7月から著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及び著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚も救済対象に追加された。

独立行政法人環境再生機構が申請受付及び認定給付を行っており、保健所は申請窓口として、申請書を独立行政法人環境再生機構へ送付している。

平成30年度 申請件数：1件  
相談件数：2件